
14 広域的課題の調査研究に関すること

【経緯】

諏訪広域連合の設立以来、住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるため、諏訪広域連合規約第4条第14号に掲げられている広域的課題の調査研究に取り組んできました。併せて、関係市町村が抱える広域的課題についても、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて調査研究を行ってきました。

【現状と課題】

住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるため、広域的な課題についての調査研究に継続的に取り組み、さらに魅力ある一体的な地域づくりを進める必要があります。

近年、住民ニーズも多様化・高度化してきており、市町村の枠を越えて広域的な視点で取り組むことが必要な課題は今後ますます増加すると考えられます。このような新たな広域的課題についても、積極的に調査研究を行う必要があります。

さらに、将来的な広域行政や広域連合のあり方も含めて検討する必要があります。

【今後の方針と施策】

諏訪広域連合規約第4条第14号に掲げられている下記の広域的課題について、引き続き調査研究を進めます。

- (1) 地方分権に関すること。
- (2) 地域情報化の推進に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (5) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (7) 諏訪湖浄化の推進に関すること。
- (8) その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。

また、関係市町村が抱える広域的な課題についても、協議を必要とするものについては、関係市町村との連絡調整を行いながら調査研究を進め、課題解決に向けた取り組みを行います。